

No.	質問箇所	質問	回答
1	募集要項 p. 4	4(1) 管理運営の方針・基準 数値目標の根拠をご教示ください。また、成果指標を達成できなかった場合、ペナルティなどの措置はあるのでしょうか。	過去の実績等から設定しています。成果指標を達成できなかった場合は、毎年度実施する年度評価においてその旨が記載され、その評価に反映されます。
2	募集要項 p. 5	4(3) 業務の第三者への委託 「主たる業務」については、第三者への委託が禁止されているところですが、応募する連合体内の企業に委託する場合は、第三者への委託に該当するのでしょうか。	連合体内（構成員）の企業が実施する場合は第三者委託にはあたりません。
3	募集要項 p. 5	4(3) 業務の第三者への委託 申請団体に属さない事業者が、複数の異なる提案事業者の第三者委託先となることは可能ですか。	お見込みのとおり可能です。
5	募集要項 p. 5	5(1) 一般園地における業務代行料の支払い 業務代行料上限額の積算根拠についてご教示ください。	業務代行料上限額は、韮公園の管理運営実績などを基に積算しています。積算根拠をお示しすることはできません。
4	募集要項 p. 6	5(4) 利益配分 利益配分の割合等について、今後協議による変更は可能でしょうか。	原則として公募時の設定から変更できません。
6	募集要項 p. 6	5(4) 利益配分 利益を見込んで先行して修繕を実施することは可能でしょうか。また、実際には利益が発生しなかった場合、大阪市へ改修費相当分の請求は可能でしょうか。	利益配分による修繕については、実際に発生した利益に基づいて実施してください。修繕等については協定書のとおりのお取り扱いとなりますので、その枠外の改修・修繕等についての請求はお受けいたしかねます。
7	募集要項 p. 9	7(6) 申請資格 今年度の新規設立会社の応募も可能でしょうか。	募集要項に記載している必要書類の提出ができない場合は、応募資格を満たしません。本公園の管理の為に新設する場合は、該当企業の親会社等の必要書類の提出をいただき実績等を考慮する場合がありますが、これに加え親会社が該当企業の一切について担保することを書面にてお示しいただく等の対応をお願いします。
9	募集要項p. 11	7(7) 提出書類 「1-6 役員の履歴書」について、履歴書に記載の内容は略歴でよろしいでしょうか。	略歴にせず記載してください。
8	募集要項 p. 14	7(8)ウ 自主事業 公園内で地元小学生を対象に無償の屋外活動イベント（教室）を開催する場合に、企業スポンサーをつけて、費用を捻出して実施することは認められるのでしょうか。その際は使用料の免除規定は適用されるのでしょうか。	協賛金によるイベント等の実施は可能です。なお、使用料は、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると大阪市が判断した場合は、免除する場合があります。

No.	質問箇所	質問	回答
10	募集要項 別紙1 p. 4	1 (2)イ 職員の配置基準 「清掃活動や花壇の維持管理を行うボランティア団体」として、どのような団体が現在活動されているのかご教示ください。	主な団体として、以下の団体があります。 団体名：鞆公園フラワーボランティア ・活動人数：（会員登録数）20人、（参加人数）10人程度 ・活動頻度：通年実施（木・金曜基本） ・活動内容： 花壇管理（植え付け、除草・清掃、灌水、市民協働含む） バラ園等の維持管理等の補助（除草・清掃、剪定） ローズツアー等のガイド、講習会（講師・補助） ・公園事務所との関わり方： ボランティアに対するバラ栽培講習を定期的を実施 市民協働（幼稚園児の花植え等のサポート）
11	募集要項 別紙1 p. 6	2(2)イ 公園における行為の許可等 指定管理者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要とのことですが、当該行為許可にかかる収入・支出相当額は収支実績に計上するのでしょうか。	当該行為にかかる行為許可使用料相当額については、収支実績に反映させないでください。
12	募集要項 別紙1 p. 8	2(4)利用促進・プロモーション等に関する業務 鞆テニスセンター及び鞆庭球場の利用者に自主事業であるスポーツ教室に使える優待券を進呈することは可能でしょうか。	実施時期、方法など提案内容によります。
13	募集要項 別紙1 p. 10	2(8)ア 管理事務所 管理事務所で飲料・菓子類の販売等の営業活動を行うことは可能ですか。その場合、公園使用料は発生しますか。	管理事務所において、収入を伴う事業は行えません。
14	募集要項 別紙1 p. 14	4(14) 障がい者法定雇用率達成への取組 連合体で応募する場合、法定雇用率の達成義務は構成員である各法人に課されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	募集要項 別紙1 p. 16	5(7) 保険加入 施設賠償責任保険について、指定管理者自らは加入せず、第三者委託先に加入を義務づけることは可能でしょうか。また、第三者委託先の保険により、施設、機器の不備または施設管理上の瑕疵等による事故への対応を行うことは可能でしょうか。	施設賠償責任保険は、施設管理者である指定管理者において加入していただくことになります。事故等への対応は、指定管理事業者において責任ある対応を行っていただきます。損害賠償にあたり大阪市または被害者との交渉を第三者委託先に委ねることはできません。
16	募集要項 別紙4 第4条	支払い等にかかる日数の変更など、各事務手続きの期間の変更について協議することは可能でしょうか。	大阪市会計規則に準じた取扱いとしておりますので、変更できないものもあるので、原則として別紙4に記載のとおりとなります。
17	募集要項 別紙4 第14条	違約金について、金額の算定に際しての協議は可能でしょうか。	損害賠償請求とは別途の対応となりますので、違約金が発生する場合は、協定書の内容に基づいた金額をお支払いしていただきます。
18	募集要項 参考資料5	指定管理者申請に際して、鞆テニスセンター等ネーミングライツの応募は必須なのでしょうか。	鞆テニスセンター等ネーミングライツの応募は必須ではありませんが、積極的な応募を期待しています（審査における選定項目「管理経費の縮減」の価格点評価に含まれます）。